

利府町水洗便所改造資金融資幹旋制度

下水道処理区域のみなさんが1日も早く、くみ取り便所等を手洗トイレに改造するために必要な資金を60万円まで、無利子で借りられるように融資幹旋を行っています。この制度の内容としては下記のとおりです。

1. 幹旋の対象者

- ・処理区域内における住宅の所有者、占有者（所有者の同意が必要。法人は対象外）。
- ・町税を滞納していない方。
- ・融資資金の償還能力を有すること。
- ・町内居住の保証人がいること。（町税を納付している方）。
※ただし、町内に保証人となる人がいない場合は、仙台市、塩釜市、多賀城市、七ヶ浜町及び松島町に住所を有する者又は、勤務先の上司等で住民税を納付している方。

2. 融資幹旋限度額

1世帯1件につき60万円以内（ただし、工事金額が60万円未満の場合は工事金額以下）。なお、賃貸住宅（貸家、アパート）についても、1世帯1件につき60万円以内で融資を受けられます。

3. 利子

無利子（町が金融機関に支払い）

4. 償還期間と方法

借りた月の翌月から48ヶ月以内（48回）の毎月の均等分割による償還をしていただきます。
返済金は町の指定した金融機関の口座から毎月自動的に引き落としされます。

5. 融資幹旋取扱い金融機関

- ①仙台農業協同組合利府支店
- ②七十七銀行利府支店、塩釜支店、塩釜西支店、築港支店、北浜支店
- ③仙台銀行利府支店
- ④東北労働金庫塩釜支店
- ⑤杜の都信用金庫塩釜営業部、栄町支店、玉川支店、北支店、多賀城支店、岩切支店
- ⑥荘内銀行ジャスコ利府支店

6. 申込み方法

- ・町に対する申請の手続きは、指定工事店が一切を代行してくれます。（ただし、金融機関への書類提出は本人となります。）
- ・工事を始める前に、指定工事店をとおしてから申請して下さい。
- ・工事開始後の申請や指定工事店以外からの申請は、受け付けません。

融資幹旋の手続き

手続順序	必 要 書 類	方 法
1. 排水設備指定 工事店選定. 工事依頼		利府町の指定工事店から選定 (指定店以外は不可)
↓		
2. 工事着工～ 竣工	排水設備計画確認申請書 (工事見積書)	指定工事店がみなさんに代わり 申請します。
↓		
3. 水洗便所改造 資金融資幹旋 申 請	○申請者 ・申請書 1通 ・納税証明書 1通 ・借家人は念書 1通 ○保証人 ・納税証明書 1通	申請受付は役場上下水道課です が指定工事店が代行いたします。
↓		
4. 竣工検査		竣工検査は町職員の検査員が行 います。
↓		
5. 融資幹旋決定		町が融資幹旋決定通知書を発行 いたします。
↓		
6. 融資幹旋申込み (融資幹旋取扱 い 金融機関)	○必要書類 ・融資幹旋決定通知書 ・竣工検査済証 ・印鑑（実印、銀行届出印） (保証人も実印) ・印鑑証明書 1通 (保証人も1通) ・印紙代	必要書類を添えて指定金融機関 へ保証人と同行して、申込み下 さい。
* 印鑑証明書の有効期間は、発行日から3ヶ月ですので注意下さい。		
↓		
7. 毎月返済		指定金融機関の口座残高を確認 して下さい。

◎利府町排水設備指定工事店

指定工事店以外の業者で施工する工事は違法工事ですので、必ず別紙指定工事店の中から選定し工事をして下さい。